

奈良市公報

第80号

令和4年9月16日発行
 発行所 奈良市役所
 発行人 奈良市長
 編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
8	17	447	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
8	18	448	農用地利用集積計画の決定	農政課
8	23	449	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	24	450	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	24	451	特定計量器の定期検査の実施	産業政策課
8	26	452	放置自転車等の保管	環境政策課
8	26	453	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
8	26	454	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
8	29	455	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
8	29	456	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
8	29	457	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
8	29	458	勤労者総合福祉センターの臨時休館	産業政策課
8	31	459	放置自転車等の保管	環境政策課
8	31	460	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	31	461	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

監 査

月	日	番号	件名
8	23	17	住民監査請求に係る監査結果の公表

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
8	16	35	令和4年奈良市企業局告示第16号（公共下水道の供用及び下水処理の開始）の一部改正	下水道事業課
8	16	36	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課

正 誤 表

正誤表

告

示

奈良市告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ビブレ奈良	奈良県奈良市肘塚町291-9 奈良市肘塚町テラスハウス	令和4年 7月1日
訪問看護ステーション あい	奈良県奈良市杉ヶ町32番地4号402	令和4年 7月1日

(令和4年8月17日揭示済)

奈良市告示第448号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年8月18日

奈良市長 仲川元庸

(令和4年8月18日揭示済)

奈良市告示第449号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年8月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和4年8月23日揭示済)

奈良市告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年8月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和2年9月24日 奈良市指令整開 第20A-3号
令和4年8月5日 奈良市指令整開 第20A-3-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和4年8月24日 第1818号
公共施設 令和4年8月24日 第905号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市北登美ヶ丘六丁目 1233 番、1260 番 1、1260 番 2、1260 番 5、1260 番 6、1236 番 3、1261 番 1 及び 1261 番 19

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市北登美ヶ丘六丁目 1233 番の一部、1236 番 3、1260 番 1 の一部、1260 番 2 の一部、1260 番 5 の一部、1260 番 6 の一部及び 1261 番 1 の一部

下水道：奈良市北登美ヶ丘六丁目 1233 番の一部、1236 番 3 の一部、1260 番 2 の一部及び 1261 番 1 の一部

(令和4年8月24日揭示済)

奈良市告示第451号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

令和4年8月24日

奈良市長 仲川 元 庸

区 域	区 分	月 日 (曜日)	時 間	場 所
都祁地区 及び 月ヶ瀬地区	質量計	10月11日(火)から10月12日(水)まで	10:00~12:00 13:00~15:00	月ヶ瀬行政センター
		10月13日(木)から10月14日(金)まで	10:00~12:00 13:00~15:00	都祁行政センター
		10月17日(月)から10月24日(月)まで 及び10月28日(金)ただし、土・日を除く。	10:00~15:00	質量計の所在場所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

(令和4年8月24日揭示済)

奈良市告示第452号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年8月26日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年8月16日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
- イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 4 年 8 月 26 日揭示済）

奈良市告示第 453 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）第 3 条の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 26 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和 4 年 6 月 30 日	前田 光一	奈良県総合医療 センター	奈良市七条西町二丁目 897 番 5	感染症内科 （ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害）

（令和 4 年 8 月 26 日揭示済）

奈良市告示第 454 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

令和 4 年 8 月 26 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 4 年 9 月 10 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2960190136	（介護予防） 訪問看護	社会福祉法人協 同福祉会	奈良県大和郡山市 宮堂町字青木 160 番 7	あすならホーム高 畑訪問看護ステー ション	奈良県奈良市高 畑町 469 番地 1

（令和 4 年 8 月 26 日揭示済）

奈良市告示第 455 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）第 3 条の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 29 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和 4 年 7 月 29 日	田遠 和佐子	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50 番 1 号	腎臓内科 （じん臓機能障害）

（令和 4 年 8 月 29 日揭示済）

奈良市告示第 456 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年8月29日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和4年 8月1日	熊本 牧子	独立行政法人国立病院 機構奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	内科 (呼吸器機能障害)

(令和4年8月29日掲示済)

奈良市告示第457号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年8月29日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和4年 8月3日	高木 宏武	医療法人拓生会 奈良西部病院	奈良市三碓町2143-1	脳神経内科 (肢体不自由)
令和4年 8月3日	中尾 友紀	医療法人岡谷会 おかたに病院	奈良市南京終町1-25-1	整形外科 (肢体不自由)
令和4年 8月3日	守屋 和起	独立行政法人国立病院 機構奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	脳神経内科 (肢体不自由)
令和4年 8月3日	西岡 利和	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	脳神経外科 (肢体不自由)
令和4年 8月3日	羽多野 わか	バルツァ・ゴードル	奈良市鹿野園町1000番1	小児科 (肢体不自由)
令和4年 8月3日	出口 潤	出口脳神経クリニック	奈良市高天町38番地3 近鉄高天ビル1階	脳神経外科・脳神経内 科(肢体不自由)

(令和4年8月29日掲示済)

奈良市告示第458号

奈良市勤労者総合福祉センター条例(平成15年奈良市条例第18号)第3条の4第2項の規定により、令和4年11月25日に奈良市勤労者総合福祉センターを休館します。

令和4年8月29日

奈良市長 仲川元庸

(令和4年8月29日掲示済)

奈良市告示第459号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年8月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和4年8月25日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年8月31日揭示済）

奈良市告示第460号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年8月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

（令和4年8月31日揭示済）

奈良市告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年8月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年5月9日 奈良市指令整開 第22A-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年8月31日 第1819号

公共施設 令和4年8月31日 第906号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市朱雀一丁目2番5、2番26及び2番27

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市朱雀六丁目6番地の7

株式会社ケーエーエム 代表取締役 飯田 弓

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市朱雀一丁目2番26の一部及び2番27の一部

(令和4年8月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、同項の規定により公表します。

令和4年8月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 藤 田 幸 代
奈 監 第 50 号
令和4年8月22日

請求人

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 藤 田 幸 代

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和4年6月24日付で提出のあった奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については原則として提出書面を原文のまま記載しているが、一部個人情報等についてはアルファベットに置き換えている。

奈良市職員措置請求書

奈良市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

（加入世帯数 128/令和3年度、申請世帯数 370/令和3年度）

支払日 令和3年7月9日の自治会交付金

市長は、登録自治会に対して毎年4月1日の自治会加入世帯数を報告させ、1世帯あたり360円の補助金が交付されている。

しかし、A自治会（会長：B）が、市（北部出張所）に対して報告している加入世帯数は虚偽報告であり、虚偽の加入世帯数に応じて交付されている自治会交付金の支出は明らかに違法行為にあたる。その結果、毎年、加入世帯数の実数と虚偽数の差額が不当に支出され、市は損害を被っている。

そこで、奈良市長に対してA自治会への過剰交付金の返還を求める事を請求する。

2 事実証明書

- (1) 令和3年7月9日支出命令書
- (2) A自治会加入世帯数
- (3) 令和3年度のA自治会総会議案書

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和4年7月5日に要件審査を行った結果、地方自治法第242条第1項に規定する要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和3年7月9日に交付されたA自治会に対する令和3年度の自治会交付金が、違法又は不当な公金の支出に

あたるか否かについて監査を実施した。

なお、令和2年度以前に交付されたA自治会に対する自治会交付金については、本件住民監査請求が提出された令和4年6月24日時点において、交付されてから既に1年が経過しているため、地方自治法第242条第2項に規定されている住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象とはしなかった。

2 監査対象部局

市民部地域づくり推進課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、地方自治法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため陳述の聴取を行わなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和4年7月29日に市民部長、地域づくり推進課長及び地域づくり推進課総務係長に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 自治会交付金の制度について

ア 自治会交付金（以下「交付金」という。）の交付目的は、奈良市自治会交付金交付要項（令和3年4月1日に改正されたものをいう。以下「交付要項」という。）において次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

（目的）

第1条 この要項は、自治会に対し、当該自治会の事業に要する経費の一部について自治会交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、地域コミュニティの推進に資することを目的とする。

イ 交付金の交付対象は、交付要項において次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

（対象）

第3条 交付金の対象は、別表に掲げる地域コミュニティの推進に必要な事業を実施している自治会とする。

別表

地域コミュニティの推進に必要な事業

事業種別
1. 住民交流に関する事業 (例：親睦会、夏祭り 等)
2. 地域振興・情報発信に関する事業 (例：住民の要望の取りまとめ、住民広報紙の発行、回覧板や掲示板等での情報伝達、定例会議、総会 等)
3. 環境美化・保全に関する事業 (例：道路や公園等の草刈や清掃、ごみの分別収集促進、ペットのマナー啓発、鳥獣害対策 等)
4. 安心・安全な地域づくりに関する事業 (例：児童・生徒の登校・下校時の見守り、防犯パトロールの実施、防災訓練の実施、災害時要支援者の把握、防災、防犯講習会の開催 等)
5. 子どもの健全育成に関する事業 (例：子どもへの伝承教育 等)
6. 文化・スポーツ振興に関する事業 (例：スポーツ教室や運動会の開催、芸術鑑賞会の開催 等)
7. 保健・福祉に関する事業 (例：ひとり暮らし高齢者等の安否確認、敬老事業の開催、高齢者配食サービス、健康教室・健康

増進セミナーの開催、高齢者ふれあいサロンの開催 等)

8. その他地域の活性化に関する事業

ウ 交付金の額は、交付要項において次のとおり定められている。なお、別途市長決裁により令和3年度における1世帯あたりの交付金の額は360円と定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算に定める額の範囲内において、市長が定めるものとする。

2 前項の交付金の交付基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 交付金は、当該年度の4月1日現在において、当該自治会に加入している世帯数をもって算定する。
- (2) 当該年度途中で新たに結成された自治会にあっては、前号の規定にかかわらず、結成時において、当該自治会に加入している世帯数をもって算定する。ただし、当該年度の4月1日現在において結成されていた自治会を構成する者が、年度途中で当該自治会を退会し、新たに自治会を結成した場合（分割して別に自治会を結成した場合を含む）は、当該新たに結成された自治会には、交付金を交付しない。
- (3) 交付金は、市の会計年度ごとに算定する。ただし、当該年度の途中で結成された自治会に対しては、その結成の月から当該年度末までの月数により算定する。

エ 交付金の申請については、交付要項において次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

(交付金の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする自治会の代表者（以下「自治会長」という。）は、自治会交付金申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 前年度自治会事業報告書・当該年度自治会事業計画書
- (2) 自治会加入世帯数報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

オ 実績報告については、交付要項において次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

(実績報告)

第8条 自治会長は、事業が完了したときは、速やかに事業報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また、同様とする。

カ 交付決定の取消しについては、交付要項において次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか事業に関して交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要項に違反したとき。

キ 交付金の返還については、交付要項において次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

(交付金の返還)

第10条 市長は、自治会が次のいずれかに該当するときは、交付金返還命令書により期限を定めて、既に交付した交付金の全部又は一部の交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第7条の規定による変更承認により、返還の必要があると認められたとき
- (2) 第8条の規定による実績報告の内容を審査した結果、交付対象経費が交付額に満たないとき
- (3) 第9条の規定により交付金の交付の決定を取り消したとき

ク 交付金については、令和元年度に住民監査請求があり、その結果において監査委員が適正な自治会交付金制度の運用が図られるよう制度の見直しについて検討するよう意見を述べた。この意見を受けて、市は、奈良市自治連合会との協議を重ねて、制度を見直し、令和3年度から主に次の点について交付要項を改正した。

(7) 申請時に自治会加入世帯数報告書の提出を求める。(第5条関係)

(イ) 実績報告時に事業報告書及び収支決算書の提出を求める。(第8条関係)

(ウ) 交付金の交付決定の取消し、交付金の返還の規定を追加する。(第9条、第10条関係)

(2) 令和3年度におけるA自治会に対する交付金について

ア 交付金の交付申請について

A自治会から、令和3年4月30日に加入世帯数370世帯と記載された申請書類(申請書、自治会加入世帯数報告書等)が提出された。

イ 交付金の交付について

市は、申請書類チェックリストに基づき書類が整っているかの確認を行い、自治会加入世帯数370世帯に令和3年度の交付単価360円を乗じて得た額133,200円を交付額として令和3年6月21日付けで交付決定し、同年7月9日に交付金を交付した。

ウ 交付金の実績報告について

A自治会から、令和4年4月22日に自治会費を納入した世帯数が128世帯と記載された実績報告書類(事業報告書、収支決算書等)が提出された。

(3) A自治会の加入世帯数に係る差異とその対応について

ア 令和3年度の交付申請書に記載された世帯数は、事実関係(2)のとおり、370世帯となっているが、令和3年度の収支決算書では、自治会費の納入世帯数は128世帯となっていた。

なお、市がこの差異について行った調査において、128世帯のうち1世帯については年度途中に加入したものであり、令和3年4月1日時点における加入世帯数は127世帯であることが確認されている。

イ 市は、A自治会に対して交付した令和3年度の交付金について、交付要項第9条の規定により交付決定の一部を取り消すとともに、交付要項第10条の規定により、交付した370世帯分の133,200円と127世帯分の45,720円との差額87,480円を返還するよう令和4年7月20日付けでA自治会に対して返還命令を行った。

これに対しA自治会は、同年8月1日にその額を市に返還した。

3 監査委員の判断

A自治会は、令和3年度の交付金について、事実関係(2)のとおり自治会加入世帯数を370世帯として申請を行い、133,200円の交付を受けていた。

事実関係(3)のとおり、A自治会の加入世帯数が127世帯であったことから、市は370世帯分の差額に当たる交付金87,480円の返還命令を行い、A自治会はその額を市に返還した。

このことから、A自治会に対する令和3年度の交付金については、請求人が求める過剰な交付金の返還が既に行われており、市に損害が生じているとは言えず、住民監査請求の理由がなくなったものと認められる。

よって、本件住民監査請求について、主文のとおり決定する。

(令和4年8月23日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第35号

令和4年奈良市企業局告示第16号(公共下水道の供用及び下水の処理の開始)の一部を次のように改正し、令和4年5月6日から適用する。

令和4年8月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

本文の表鹿野園町地内の項中「鹿野園町地内」を「鹿野園町及び白毫寺町1205番」に改める。

(令和4年8月16日揭示済)

奈良市企業局告示第36号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、負担金の賦

課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和4年8月16日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。
令和4年8月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

賦課対象区域 (第4負担区)
白毫寺町の一部

(令和4年8月16日揭示済)

正 誤 表

令和4年7月1日付け奈良市公報第75号

ページ	誤	正
10	1,120 千㎡	1,124 千㎡